平成２９年（フ）第３３７号
広島県廿日市市梅原２丁目15番26―203号
破産者　大屋　光男
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４７号
広島市安佐南区祇園２丁目30番２―201号
破産者　小林　達弘
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０号
徳島県吉野川市鴨島町山路1885番地42
破産者　森岡　　洋
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９１号
徳島県鳴門市撫養町木津595番地15
破産者　藤本　直行
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号
福岡県飯塚市口原400番地１
破産者　伊地知昇一
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字川舟34地割９番地３　川舟団地Ｄ―１号
破産者　前島　正人
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６７号
岩手県遠野市宮守町下鱒沢９地割15番地
破産者　佐々木幸志
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２１号
岩手県二戸市福岡字大明神平47番地３
破産者　末松　孝広
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第２２号
岩手県久慈市天神堂第34地割22番地２、前住所岩手県久慈市長内町第17地割32番地10
破産者　工藤　友美
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第６号
岩手県遠野市宮守町下鱒沢33地割４番地１
破産者　佐々木洋幸
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
秋田県横手市十文字町睦合字乱場222番地２
破産者　佐藤　秀人
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２０６号
横浜市旭区白根４丁目30番８号
破産者　福島　正夫
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９６０号
神奈川県鎌倉市御成町15番20―２号（住民票上の住所）
破産者　大村　直子（旧姓西條）
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
福井県三方郡美浜町木野第13号１番地の１、前住所福井市西方１丁目14番22号　フィネスサンフラワー305号室
破産者　大同　康之
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第７１号
岐阜市北一色８丁目７番16号
破産者　中島　弘樹
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４４号
愛知県知立市西町草刈59番地、住民票上の住所愛知県安城市東新町９番地29　サンシティ安城東公園402
破産者　丸山　博義
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
愛知県豊田市宮上町２丁目18番地　県営４―403号
破産者　石川さやか
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
愛知県岡崎市井田町字茨坪34番地629　グリーンエステート　Ｂ―102
破産者　橋野　正晴
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
愛知県岡崎市中岡崎町４番地３　ハイツ中岡102、前住所愛知県岡崎市中岡崎町４番地２
破産者　横井　和則
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係